

坂東市地域防災計画（被災者生活支援計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 被災者支援のための備え</b></p> <p><b>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</b></p> <p><b>2 指定避難所の指定</b></p> <p>市は、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</b></p> <p><b>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>(1) 市の体制整備</p> <p>市は、想定されるり災人口の概ね3日分を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動のための備え</b></p> <p><b>第4 <u>一般ボランティア団体のネットワーク</u></b></p> <p>市では、市内の各種団体や企業等とのネットワーク化を進</p>	<p><b>第1章 災害予防計画</b></p> <p><b>第1節 被災者支援のための備え</b></p> <p><b>第1 指定緊急避難場所・指定避難所の指定</b></p> <p><b>2 指定避難所の指定</b></p> <p>市は、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ</u>、被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るとともに、避難所運営マニュアルの整備に努め、訓練等を通じて避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><b>第2 食糧、生活必需品等の供給体制の整備</b></p> <p><b>1 食糧の備蓄並びに調達体制の整備</b></p> <p>(1) 市の体制整備</p> <p>市は、<u>茨城県地震被害想定（H30）等を踏まえ、当日を含む3日間の物資需要量</u>を目標として食糧等の備蓄に努めるものとする。その際、避難所に指定されている施設又はその近傍で地域完結型の備蓄施設の確保に努めるものとし、必要に応じ、備蓄倉庫の整備を実施することとする。</p> <p><b>第3節 ボランティア活動のための備え</b></p> <p><b>第4 <u>防災ボランティア団体との連携</u></b></p> <p>市では、市内の各種団体や企業等とのネットワーク化を進め、</p>	<p>1</p> <p>3</p> <p>14</p>	<p>防災基本計画の修正</p> <p>県地震被害想定の見直し</p> <p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（被災者生活支援計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>め、坂東市防災支援連絡会議を設置し、災害時における協力体制を整備している。</p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第1節 被災者の把握等</b>  <b>第2 罹災証明書の交付</b></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>	<p>坂東市防災支援連絡会議を設置し、災害時における協力体制を整備している。</p> <p><u>また、県及び市は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。さらに、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。なお、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。</u></p> <p><b>第2章 災害応急対策計画</b>  <b>第1節 被災者の把握等</b>  <b>第2 罹災証明書の交付</b></p> <p>市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅延なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。</p>		

坂東市地域防災計画（被災者生活支援計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。</p>	<p>なお、市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする<u>ほか、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。</u></p> <p><u>また、市は、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。</u></p>	16	防災基本計画の修正
<p><b>第2節 避難生活の確保、健康管理</b></p> <p><b>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</b></p> <p>市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、<u>必要があれば</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとす</p>	<p><b>第2節 避難生活の確保、健康管理</b></p> <p><b>第1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設、運営</b></p> <p><b>1 指定緊急避難場所及び指定避難所の開設</b></p> <p>市は、発災時に必要に応じて、指定緊急避難場所、指定避難所及び要配慮者のための福祉避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>また、<u>指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には</u>、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て指定緊急避難場所又は指定避難所として開設する。</p> <p>なお、災害の想定等により必要に応じ、近隣の市町村の協</p>	17	防災基本計画の修正

坂東市地域防災計画（被災者生活支援計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>る。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、<u>避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討するものとする。</u></p> <p><b>4 福祉避難所における支援</b></p> <p>(1) 福祉避難所の指定</p> <p>要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、避難所の生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、<u>介護保険施設、障害者支援施設等</u></p>	<p>力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けることとする。</p> <p>さらに、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、必要に応じ、被災地域外の地域にあるものを含め、公共用地の活用や民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げ、<u>実質的に福祉避難所として開設する</u>など、多様な避難所の確保に努めるものとする。</p> <p>また、市町村は、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適當である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>なお、指定<u>避難所</u>のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、<u>あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。</u></p> <p><b>4 福祉避難所における支援</b></p> <p>(1) 福祉避難所の指定</p> <p>要配慮者は、心身の状態や障害の種別によっては、<u>指定避難所内の一般避難スペース</u>では生活に順応することが難しく、症状を悪化させたり、体調を崩しやすいので、市は、<u>必</u></p>	<p>19</p>	<p>防災基本計画の修正</p>

坂東市地域防災計画（被災者生活支援計画編）新旧対照表

改訂前	改定後	新計画項	備考
<p>を福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。</p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。</p> <p><b>第8節 要配慮者安全確保対策計画</b>  <b>第4 外国人に対する安全確保対策</b>  <b>3 情報の提供</b>            (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供</p> <p>市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、<u>チラシ、情報誌などの発行、配布</u>を行う。</p>	<p><u>要に応じて福祉避難所として事前に指定し、必要な介護や情報提供等の支援を行う体制を整備するよう努める。</u></p> <p>その際、避難生活が長期にわたることも想定し、要配慮者が過ごしやすいような設備を整備されているもの等を指定するものとする。<u>また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</u></p> <p><b>第8節 要配慮者安全確保対策計画</b>  <b>第4 外国人に対する安全確保対策</b>  <b>3 情報の提供</b>            (1) 避難所及び在宅の外国人への情報提供</p> <p>市は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティア <u>(県国際交流協会登録者)</u> 等の協力を得て外国人に配慮した継続的な生活・<u>防災・気象情報の提供や外国人の避難誘導等への支援</u>を行う。</p>	<p>39</p>	<p>防災基本計画の修正</p>